

CORPORATE
& TAX GLOBAL
UPDATE

Newsletter

August 2017

Corporate & Tax Global Update
ニュースレター Vol. 13ベーカーマッケンジーセミナーの
ご案内アジア・パシフィック・インター
ナショナル・トレード・セミナー開催日：2017年9月14日(木)
※お申込期限：2017年9月7日(木)時間：8:45 am ~ 5:30 pm
(受付開始 8:15 am)会場：
ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)
〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
[ご案内図](#)

費用：無料

言語：日本語および英語

当日のアジェンダ、無料個別ミーテ
ィング(前日9月13日開催)及び
申込方法等の詳細は[こちら](#)をご覧ください。

はじめに

本 Corporate & Tax Global Update は、グローバルローファームであるベーカーマッケンジーのネットワークを最大限に活かし、日本と世界の会社法務と税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 13 となる本号では、日欧 EPA 交渉の大枠合意、英国脱税促進行為防止法の施行、並びに OECD・PS 法の改訂草案を公表など、国内外の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

- 日本：[輸出物品販売場制度を巡る最近の動向について](#)
- 日本/EU：[EPA 大枠合意](#)
- OECD/日本：[BEPS 行動 10「PS 法に関する修正ガイダンス\(改訂討議草案\)」を公表～「双方の当事者のユニークで価値ある貢献」を重要視～](#)

2. アジア

- 香港：[会社法改正案の公表](#)

3. 米州

- メキシコ：[汚職防止新法の施行](#)

4. 欧州

- 英国：[企業に対して脱税促進行為の防止を要求する処罰法の施行](#)
- ドイツ：[戦略産業に関する外資規制の強化](#)
- ロシア：[政府が企業に対する外国投資の管理を強化へ](#)

1. 日本

輸出物品販売場制度を巡る最近の動向について

昨今、「輸出物品販売場における消費税免税制度」を利用した輸出物品販売場（いわゆる「免税店」）の数が急速に増加している傾向にあるが、それに伴って免税店を運営する事業者が税務当局から当該制度の不適切な運用を指摘されるケースも生じているようである。そのような事例の1つとして、この度、免税店を運営する会社が取引を偽装して不当に消費税の還付を受けていたとして税務当局より更正処分を受けていたという事案が新聞報道によって明らかになった。

1. 輸出物品販売場における消費税免税制度の概要

当該免税制度は、輸出物品販売場の許可を受けた課税事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して免税対象物品を一定の方法で販売する場合に消費税が免除されるという制度である。事業者にとっては売上増加が期待できることに加えて対象物品の仕入に伴って支払った消費税が還付の対象となり、また、外国人旅行者等にとっては消費税が免除されるため対象物品を安く購入できるというメリットがある。

事業者（消費税の課税事業者に限る）が「輸出物品販売場」として物品を免税販売するためには、(1) 輸出物品販売場の許可を受けていること、(2) 非居住者に対する販売であること、(3) 税対象物品の販売であること、(4) 所定の手続で販売すること、(5) 購入者誓約書等を保存していること、という5つの要件全てを満たす必要がある。ちなみに、免税店になるためには、対象となる販売場の見取り図、社内の免税販売マニュアル、事業内容を示す書類、取扱商品一覧表等といった必要な申請書類を提出し、当局により、国税の滞納がないこと、旅行者が利用しやすい場所にあること、必要な人員と免税販売手続を行う設備があること、申請者の資力及び信用が十分であること等といった点から審査がなされる。当該許可は、販売場ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を得ることとされている。また、輸出物品販売場での免税対象物品の販売方法については、(1) 購入者から免税店に対し旅券（パスポート）等を提示、(2) 免税店にて「購入記録票」を作成、(3) 購入者から免税店に対し「購入者誓約書」を提出、(4) 免税店から購入者に対して「購入記録票」を旅券等に貼付（割印）、(5) 免税店から購入者に対して免税対象物品の引渡し、(6) 免税店で「購入者誓約書」等を保存、という手続で販売することとされている。さらに、購入者は、出航に際して税関へ購入記録票を提出し、購入した免税対象物品を国外へ輸出するという手続をとることが求められる。

2. 当該制度を巡る最近の動向

当該免税制度は、日本政府による、観光を重要な成長分野であると位置づけた観光立国実現に向けた国家戦略の一環として、外国人旅行者の増加を図るとともに、訪日外国人の日本での消費拡大を目的として設けられた制度である。政府は本制度について利用しやすい制度にすべく、幾度となく税制改正を実施するなどして当該制度の拡大発展を強く推し進めてきたところである。国土交通省観光局が公表した「訪日外国人消費動向調査 平成29年4月から6月期の調査結果（速報）」によると、訪日外国人旅行者数は722万人であり、前年同期（596万人）に比べ21.1%増加、訪日外国人旅行消費額は四半期で過去最高の1兆776億円、上半期の累計で初めて2兆円を突破したというように、日本を訪れる外国人観光客は年々増加しており、それに伴って免税店の数も本年4月1日時点で40,532店となり半年間で4.9%増（1,879店増加）、11年間では15.1%増（5,330店増加）とその数は増加傾向にある。

そのような中、冒頭で述べたように、免税店を運営する会社が取引を偽装して不当に消費税の還付を受けていた事案が新聞報道によって明らかになった。当該事案は、東京国税局が東京の免税店運営会社に対して、訪日外国人に金製品を販売したように装い、1年間で70億円程度の消費税還付を不正に受けたとして更正処分を行ったというものである。東京国税局は、販売された製品の多くが国外に持出されておらず、当該免税店の金製品販売は実態のない偽装の取引であると認定し、重加算税を含めた100億円程度の税額を追徴課税したとのことである。

上記1の概要で述べた通り、当該免税制度は「非居住者に対する販売であること」が要件の1つとされている。これは、非居住者が国内で購入した物品を帰国に際して日本国外へ持ち出す場合には、その非居住者に対する物品の譲渡は実質的に輸出と同様であるという考えから設けられたものである。上記事案は販売された製品の多くが国外に持出されていないため当該「非居住者に対する販売であること」との要件を満たしていないということが処分の理由とされている。なお、このような販売した商品が国外に持ち出されていないという実態の解明については、上記1で示したように、購入者は出航に際して税関へ購入記録票を提出することとなっているが、税関はこの提出された購入記録票を定期的に国税局に送っており、国税局はこの購入記録票と上記1の免税対象物品の販売方法(6)で述べた免税店が保存している購入者誓約書とを比較することにより、その事実を認識しているとのことである。

3. コメント

上述の通り、政府は国家戦略の一環として当該免税制度を強く後押ししており、これからもより使い勝手の良い制度とすべく本制度の要件を緩和する等の改正を実施していく事が予想されている。しかし、その一方で、当該免税制度を巡っては上記の事案以外にも、例えば、非居住者を装ったものに対する事案、本制度で定められている対象物品以外の物品に対して本制度を適用した事案、対象となる免税店が移転等した場合には再申請をして許可を得る必要があるが、その再申請を怠って販売を続けていた事案、など当局から指摘を受けたとされる複数の事案が確認されている。

そのような中、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、今後さらに外国人旅行者の増加が見込まれ、それに伴い免税店の数もさらに増加していくものと推測されているが、本制度が健全な形で拡大・発展していくことにおいては、制度設計上、より明確・簡素な利用しやすい制度を確立していくことに加え、免税店を運営する事業者においてもルールに沿った適切な運営の実施が望まれるところである。

[最初のページに戻る](#)

日本/EU

EPA 大枠合意

2017年7月6日、日本政府と欧州連合(EU)は、経済連携協定(EPA)交渉の大枠合意を発表した。

日本及びEUという、総人口約6.4億人、世界のGDPの約28%、世界貿易の約37%を占める、最大規模の自由貿易協定が近い将来に実現するということが全世界に向けて発信したことには、大きな意義がある。

日EU・EPA大枠合意が発するメッセージ

日本政府とEUは、2017年6月30日、7月1日の2日間に亘る閣僚協議の後、EPAの最終合意に至るにはまだ時間を要するということが分かったため、翌週には協議継続のために各外相がブリュッセルを訪問してハイレベルでの交渉を集中的に継続し、急速に大枠合意を発表するに至った。

このタイミングで日 EU・EPA 大枠合意を発表することには、意味があったといえる。

まず、Brexit の決定やトランプ政権の政策にみられる保護主義の動きが蔓延している中で、日本や EU は自由貿易主義を推し進めるというメッセージを発信したかった。そして、このメッセージは、2017 年 7 月 7、8 日にドイツ・ハンブルグで開催された G20 首脳会議に先立って発信されることにより、G20 が保護主義の流れに牽制を加え、自由貿易主義を確認することを、会合の前に、語らずして促すことになった。

Brexit を決定した英国の国民投票の後、フランスのマクロン大統領の当選によって保護主義の流れに一定の歯止めがかかったと安堵する EU にとっては、さらに自由貿易主義と EU に留まることのメリットを高らかに宣言する絶好の機会でもあった。

TPP 合意後の米国離脱により、米国からの二国間自由貿易協定の交渉を迫られる日本政府にとっては、従前のような日米通商交渉の悪夢の再来は避ける必要があった。日 EU・EPA の大枠合意は、その防波堤としての役割を期待することができる。そしてまた、この大型自由貿易協定の締結は、TPP の残された 11 カ国 (TPP 11) によって TPP 交渉を継続するインセンティブをもたらすことになり、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) を推進していく力にもなる。さらには、EU から離脱する英国にとっても同様の内容をもつ EPA の締結を検討する必要性に迫られることになる。また、米国は後れをとる危険性にも晒されることになり、二国間協定において妥協する必要性に迫られるか、TPP に回帰する必要性すら出てくる可能性も否定できない。

このように、日 EU・EPA があわや塩漬けになる危険性を回避して一気に大枠合意にまで進めることが出来たのには、上記のような様々な思惑から、逃すことができないタイミングであったという重要な背景事情がある。

関税削減・撤廃の動きと市場アクセスの推進

「大枠合意」ということから、これから詰めていかなければならない事項も多々あり、最終的なかたちを見るにはまだ時間はかかると考えられるが、日 EU・EPA は、その内容も包括的であり、日本、EU のそれぞれにとって、重要な前進を意味する内容を備えるものであるといえる。

まず、重要項目において、関税削減・撤廃の目途が立ち、市場アクセスの推進が期待される。

日本から EU への市場アクセスに関しては、EU 側の鉱工業品等の高関税の撤廃が確認された。例えば、自動車の 10%の関税は、発効後 7 年で撤廃される。自動車部品の関税は、9 割を超える品目で即時撤廃される。最大 14%の関税が賦課されている電気製品については、多くの品目で即時撤廃される (テレビについては 5 年間の猶予)。さらに、酒類の関税も即時撤廃され、農産品についても、緑茶、牛肉等即時撤廃される品目がある。

EU から日本への市場アクセスに関しては、農産品を中心に関税が撤廃・削減される。ワインの関税は即時撤廃される。豚肉については、差額関税制度を維持した上で、段階的に撤廃・削減される。パスタ・チョコレートは、10 年後に撤廃される。ソフト・チーズで 29.8%、プロセス・チーズで 40%の関税は、低関税輸入枠を設定した上で、15 年後には撤廃される。バッグ、財布、靴等の革製品は、10 年後又は 15 年後に関税撤廃となる。

これまで課題となってきた上記のような重大関心事項について、関税の削減・撤廃が確認されたことは、両国/地域の自由貿易にとって大きな前進といえる。

ルールづくりの主導

ルール交渉においても、広い分野にわたって、積極的なルールづくりが行われた。原産地規則、税関・貿易円滑化、サービス貿易における内国民待遇や最恵

国待遇、投資についてのルールが確認された。電子商取引に関して、日・EU間での電子的な送信に対する関税賦課の禁止、ソースコード開示要求の禁止が確認された。地理的表示（GI）について、農産品や酒類のブランドを相互に保護することが確認された。

このようなルールの合意は、今後締結される自由貿易協定をリードすることにもなると考えられる。

透明性の推進

日・EU間の市場アクセス推進のために、透明性確保の点においても前進がみられる。

政府調達においては、条件付で、中核市の一般競争入札への欧州企業の参入が認められる。また、日・EUともに競争力を有する鉄道分野の政府調達も、双方が参入障壁を引き下げる措置を講ずる。

税関・貿易円滑化についても、透明性を確保して手続を簡素化・迅速化することが規定される。

紛争解決についての懸案事項

「大枠合意」という段階であることから、継続協議となった事項もある。投資家対国家の投資紛争解決手続については、継続協議となった。

従来 EU が締結した二国間通商協定では、概ね投資家と国との間の紛争解決（ISDS）について国際仲裁の規定が設けられていたが、EU が日本との EPA 交渉で、企業が進出先の政府と投資をめぐるトラブルに見舞われた際の紛争解決手段として、二審制で常設の投資裁判制度（ICS）を新たに導入するよう提案している。

EU とカナダが 2016 年 10 月に締結した包括的経済貿易連携協定（CETA）においては、国際仲裁に代えて新たに投資裁判制度（ICS）が導入された。EU は、この制度は、関係当事国の公共の利益についての権利に配慮しつつ、透明性を確保し、差別を排除するかたちで紛争解決を図るものと説明している。

日本は新制度の構築に人材や費用の面で負担を強いられる上、制度設計に時間がかかり交渉が長期化するとして難色を示しており、また、上記 ICS については、新しい制度であることから、制度そのものについても検討の必要があり、この点については、大枠合意においても合意の対象とはならなかった。ICS については、EU 内においても賛否両論があり、我が国においても慎重に吟味する必要がある。今後、TPP で導入されようとしていた国際仲裁を手段とする ISDS となるのか、新たに ICS を導入するのかが、注目される。

日 EU・EPA の今後の課題

上記のような大枠合意を受けて、早速、市場や業界が反応をしている。

チーズの関税撤廃の報を受けて、乳製品の競争が激しくなることが予想され、日本乳業協会は、早速、政府に支援策を求めている。EU からの輸入者は、これを機に市場そのものの拡大を計画していくと考えられる。

自動車メーカーにとっては、自動車部品の関税の即時撤廃を受けて、現地生産の部品調達を日本から行う選択肢も考慮される。この点において、Brexit を控える英国の拠点の扱いも、今後の英国との交渉次第で変わってくる。自動車の関税が撤廃される 7 年後には、自動車そのものの日本からの輸出も増加することが見込まれる。

政府調達、地理的表示、税関・貿易円滑化など新たなルールについては、これへの対応を準備する必要がある。

投資紛争の解決制度については、さらに議論が必要になるであろう。

いずれにしても、大枠合意により、日・EU間貿易が賑やかになり、文化面も含めた交流がより一層活発になることが予想される。透明性が増した貿易のルールが、両国／地域相互の通商慣行のみならず、両国／地域内の取引慣行にもよい影響を及ぼすことを期待したい。

[最初のページに戻る](#)

OECD／日本

BEPS 行動 10

「PS法に関する修正ガイダンス（改訂討議草案）」を公表 ～「双方の当事者のユニークで価値ある貢献」を重要視～

2017年6月22日付で、経済開発協力機構（OECD）は、BEPS 行動 8-10（移転価格税制と価値創造の一致）の課題の内、ペンディングとなっていた取引単位利益分割法（以下、「PS法」）に係る改訂討議草案（以下、「第3次討議草案」）を公表した。本討議草案は、2014年12月の「グローバルバリューチェーンにおける利益分割法の使用に関する討議草案」、2016年7月の討議草案（以下、「第2次討議草案」）に続くものであり、最終的に2010年版OECD移転価格ガイドラインの第2章（移転価格算定方法）パート3のセクションC（取引単位利益分割法）が全面改訂されることとなる。

1. 過去の経緯

我が国では、これまでにPS法を用いた大型の更正処分が多く行われてきた歴史を有し、近時の裁決事例¹においてもPS法による更正処分が行われていることが確認されている。加えて、BEPS 行動 13の移転価格文書（国別報告書、マスターファイル、ローカルファイル）において、従業員数、収益の重要な源泉、サプライチェーンの概要、重要な無形資産の所有といったPS法の適用に繋がり得る情報を提出する義務が課されていること等から、PS法を用いた移転価格課税がこれまで以上に頻繁に行われるのではないかと懸念されているところである。

このような背景の中、昨年（2016年）の第2次討議草案では以下のような注目すべき提案が多数含まれており、多くの多国籍企業の注目を集めていた。

- （パラ 9） 実際利益に対するPS法を適用する場合、実際の正しい取引の描写に沿って、取引当事者による「経済的に重要なリスクのシェア」が求められる。
- （パラ 18） 比較対象取引の不足だけでは実際利益に対するPS法の使用を保証するには不十分である。
- （パラ 19） 取引が高度に統合された事業活動の一部である場合において、重要なリスクのシェアが行われている可能性がある。大抵の多国籍企業グループの事業活動はある程度統合されているものであり、「高度に統合された」という意味は、両社の機能、使用する資産、負担するリスクが連結し、個別には評価できない場合である。
- （パラ 21） バリューチェーンの中で、並行統合において高度に統合された事業活動が見られやすい。連続統合においては、統合されたバリューチェーンの中で、各社は個別の機能を果たすことから、信頼できる比較対象取引が見つかることが多い。
- （パラ 27） PS法が最適な方法となるかどうかの決定に関連して、バリューチェーン分析は、事業活動に係るバリュードライバー、関連当事者の貢献の性質、無形資産の価値に係る保護・維持、価値創造に係る重要なリス

¹ 名裁（法）平27第37号

クの管理及び機能と資産の配分といった側面の情報を役立つように提供することが想定される。

2. 第3次討議草案の概要

第3次討議草案は、第2次討議草案に対するパブリックコンサルテーションを経て、OECDの第6作業部会で検討された後に今回新たに公表されたものであり、その内の主たる部分の概要は以下の通りである。

- PS法が最適な算定方法となるかの指標に関して、第2次討議草案では取引当事者による「経済的に重要なリスクのシェア」に重きが置かれていたが、第3次討議草案では、「(パラ6) PS法の主な長所は、取引の双方の当事者がユニークで価値ある貢献を行っている場合に対する解決策を提供できることにある。」、「(パラ13) 関連者間取引の各当事者によるユニークで価値ある貢献の存在が、恐らくPS法が適切であろうことの最も明確な指標である。」とされ、指標の位置づけが変化している。
- 引き続き「(パラ7) 片側検証が適切ではない高度に統合された事業活動」や「(パラ8) 全ての当事者による経済的に重要なリスクシェア」という指標についてもPS法の指標として掲げられているが、「(パラ13) 事例の状況によっては、他の指標として、事業活動の高度な統合、並びに、関連当事者による経済的に重要なリスクシェアが含まれる場合がある」と記載されており、「双方の当事者がユニークで価値ある貢献」と比べ、その位置づけはやや異なる書きぶりになっている。
- ただし、「(パラ4) 特定の移転価格算定方法が最適な方法である場面を確立するための決定論的規則は存在せず、掲げられた1つ以上の指標が適用されることに基づき機械的にPS法を適用すべきではないということに留意することが重要である」とされ、各手法の長所と短所、関連者間取引の性質に照らした方法の妥当性、適用に必要な信頼できる情報の利用可能性、及び、関連者間取引と非関連者間取引の比較可能性の程度を考慮する必要があることが強調されている。
- 第2次討議草案と同様に、比較対象取引の不足だけでは実際利益に対するPS法の使用を保証するには不十分であることが強調されている(パラ14及びパラ28を参照)。
- また、信頼性のある比較対象取引が見いだせない開発済無形資産の譲渡、並びに開発途上の無形資産の譲渡についても、PS法の適用が最適である可能性があるとされている。
- 第2次討議草案に記載されていた、高度な事業活動の統合のパート(パラ21)において提案されていた並行統合と連続統合の概念については、削除されている。
- Annexにおいて新たに10の事例を提示して、PS法が最適な算定方法となる場合(事例1、事例2、事例3、事例5、事例7、事例8、事例9、事例10)と最適な算定方法とならない場合(事例4、事例6)をそれぞれ説明している。
- なお、本改訂討議草案では、冒頭に以下の具体的な質問事項が提示されている。
 - ① PS法を適用すべきかどうかを決定する上で考慮すべき要素についてのコメント
 - ② 利益分割ファクターについてのコメント(現行ガイドラインにおいて参照されている潜在的な利益分割ファクターである資本又は使用資本を維持すべきか、ファクターの選定及び適用において考慮すべき要素、熟練した有能な従業員の数を潜在的な利益分割ファクター

に含めるべきか、利益分割ファクターに購買力平価による調整を行うべきか等)

- ③ 事業活動の高度な統合を理由とした取引単位利益分割法が最適な算定方法であるとされる事例

3. コメント

PS法に関する修正ガイダンスは、本年11月に予定されるパブリックコンサルテーションを経て、2018年以降に最終化されることが予想されている。利益分割法の適用並びにその運用に係る諸問題は、多国籍企業が直面する移転価格問題の中で最重要課題であるといっても過言ではない。納税者は本改訂草案並びに最終報告の内容を注視し、その内容を踏まえた上で、国内外の税務当局による意図せぬ利益分割法の適用を避けるために、3層構造の移転価格文書の適切な作成、並びに移転価格調査及び事前確認（APA）での慎重な対応が求められるであろう。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

香港

会社法改正案の公表

2017年6月23日、香港政府は官報において、2017年会社法改正法案（以下、「法案」）を公表した。

本法案には、マネーロンダリング及びテロ資金調達に対する香港の規制体制を強化し、金融活動作業部会（the Financial Action Task Force）によって策定された国際基準に香港を並ばせるための香港政府の近時の取組みが反映されている。法案は、香港に設立された会社の実質的所有者（beneficial ownership）に関する透明性を向上させる新しいルールを導入することを目的としている。

法案により提案されている主な変更点としては、次のものが挙げられる。

- 対象企業は、重要支配者（significant controller）に関する登録簿を維持しなければならない。
- 対象企業は、自己の重要支配者に関する調査を実施してその情報を収集し、当該情報の正確性を維持して常に最新のものとしなければならない。

法案による会社令（香港法 Cap 622）（以下、「会社令」）の修正に焦点をあて、以下にこれらの変更点の概要を紹介する。

重要支配者の登録簿

対象企業は、当該企業に対して重要な支配権を有する者（以下、「重要支配者」）の登録簿（以下、「重要支配者登録簿」）を維持しなければならない。重要支配者登録簿には所定の情報が記載されている必要があり、対象企業の登録事業所又は所定の場所で保管されなければならない。

対象企業とは

ある企業が香港で設立され、以下のいずれにも該当しない場合には、対象企業となる。

- 上場企業
- 香港財政司司長の制定する規制によって重要支配者登録簿の作成・保存義務を免除された企業類型又は企業群

会社令 Part 16 に基づき香港に登録された支店又は代表事務所 (representative office) を有する非香港会社は対象企業に含まれない。

重要支配者とは

対象企業について、重要支配者とは、次のいずれかの者を意味する。

- (一定の例外を除き) 当該企業に対して重要な支配権を有する自然人又は特定の法人 (以下、「登録可能者」)
- 当該企業の構成員であるか又は当該企業に対して重要な支配権を有する法人 (以下、「登録可能法人」)

重要支配者に関する規定の細則においては、登録可能者と登録可能法人が区別されている。

重要な支配権の要件

以下の1つ以上に該当する者は、対象企業に対して重要な支配権を有する者となる。

- 直接又は間接に、**25%**より多くの、発行済株式 (株式資本がある場合)、又は、当該企業の資本又は利益に関する権利 (株主資本がない場合) を保有する者
- 直接又は間接に、当該企業の議決権の **25%超**を保有する者
- 直接又は間接に、当該企業の取締役会の過半数を選任し又は解任する権利を有する者
- 当該企業に対する重要な影響又は支配権を行使する権利を有し又は実際に行使する者
- その受託者又は構成員が上記の条件の1つ以上に該当する、準拠法上法人ではない信託又は事業体 (firm) において、その活動に対する重要な影響力又は支配権を行使する権利を有し又は実際に行使する者

株式又は権利が共同で保有されている場合の重要支配者の該当性についても、一定の基準が存在する。

対象企業の義務

対象企業の主要な義務の概要は次の通りである。

- 実際に当該企業に重要支配者が存在するか否かに拘らず、重要支配者登録簿を維持する義務
- 自己の重要支配者に関する調査を実施し情報を収集する義務
- (a) 重要支配者でなくなること、(b) 重要支配者登録簿に登録されている事項を不正確又は不完全なものとするその他の変更があること、又は(c) 登録時に要求された所定の追加事項について求められるアップデートがなされること、により生じる登録事項の変更を含め、重要支配者登録簿に関する情報を最新の状態にする義務
- 一定の例外を除き、登記所に、重要支配者登録簿が保管されている場所及び登録簿が保管されている場所の変更を知らせる義務

重要支配者について調査し、情報を収集し、情報を最新の状態にする義務を履行するに際し、対象企業は、以下の事項を知り、又は合理的に確信した場合には、当該関係者に通知 (以下、「通知」) をしなければならない。

- その者が重要支配者である場合
- その者が重要支配者である他の者を知っている場合

- その者に関して登録すべき変更があり、その詳細が重要支配者登録簿に記載されるべき場合

これらの通知が必要とされない適用除外のケースも存在する。

代表者の指名

マネーロンダリング又はテロ資金調達の防止、捜査又は調査に関する役割を果たす目的での法執行機関への援助の提供を含む、新法に基づく重要支配者登録簿に関する義務の遵守を促すため、対象企業は、少なくとも1人の代表（一定の資格を満たす者に限る）を指名しなければならない。

発効日

法案は、2017年6月28日に第一読会のため、香港特別行政区立法会（the Legislative Council）に提出された。仮に可決されると、法案は2018年3月1日に施行されることとなる。

会社登記所が、法案可決後に対象企業が新たな義務を遵守するためのガイドラインを発行するか、とくに対象企業が、予定されている施行日後に、重要支配者登録簿の作成を行い新法を遵守するために必要な要件を満たすための経過期間を与えられるかどうかは定かではない。

今後の動向

法案が可決された後、予定されている施行日時点において、正確で最新の重要支配者登録簿が整備されているように、対象企業は、法令遵守のための手続を整備し始める必要がある、それらの手続を実行し完遂する十分な時間を確保しなければならない。同時に、常に重要支配者登録簿を最新のものすることを要求する新法の義務の遵守を確保するため、重要支配者登録簿の保管及び維持に関する規則の制定を行う必要がある。

[最初のページに戻る](#)

3. 米州

メキシコ

汚職防止新法の施行

内部統制のためのモデル・プログラムの策定

2017年7月19日に施行された行政責任に関する一般法（General Law of Administrative Responsibilities。以下、「新法」）の第21条及び第25条の解釈を示すモデル・プログラムが公開された。モデル・プログラムにおいては、以下のコンプライアンス・プログラム及び規則を盛り込むことが推奨されている。

- 社内における模範及び責任を促進するための方策。
- 取締役等の経営陣による姿勢表明。
- 第三者及び代理店に対する、会社のコンプライアンス規則の遵守の義務付け。
- 行動規範を社内の者に周知徹底すること。
- 実際に行動規範を適用し、かつ疑義のある行為については報告することを奨励すること（複数の部署が設定されている企業については、分野ごとにこれらを実施すること。）。

- 汚職防止規程の制定に際しては、国、産業、取引、事業機会及び業界における関係に応じたリスクレベルを考慮に入れて定める必要があること。
- 金融機関については、(i) 銀行に関する覚書 (The Sole Memorandum for Banks)、(ii) 証券取引に関する覚書 (The Sole Memorandum for Stock Exchange) 及び(iii) Sarbanes Oxley Act を参照する必要がある。
- 営業、契約、人事及び政府との接触に関する分野においては、特に注意が必要であり、英国贈収賄法のガイダンスを遵守することも推奨している。
- 自己申告及び研修のためのシステムを十分かつ効果的なものとして整備する必要がある。
- 人事においては、会社の品位を害するおそれのある者の雇用を避けるための規則を定める必要がある。

以下、新法の概要を含め、メキシコにおける汚職防止法制の重要な改正等について詳述する。

メキシコにおける新たな汚職防止システム

メキシコにおいては、近年、重要な法改正がなされている（特に、口頭による裁判手続及び企業の刑事責任の導入は注目に値するものである。）。汚職防止法の分野においても、国内の汚職防止制度に関する一般法（General Law for the National Anti-Corruption System）、行政司法連邦裁判所に関する基本法（Organic Law for the Federal Tribunal on Administrative Justice）及び新法が制定されるなど、重要な動きがあった。新法は、2017年6月19日より施行されている。

国内の汚職防止制度に関する一般法は、汚職の防止、摘発及び訴追を管轄するすべての行政機関の協働による、国内における汚職を防止する制度を導入するものである。これに伴い、公共行政省は、汚職防止制度の主たる管轄官庁となる。

新法の下では、公務員に対するあらゆる汚職行為について、個人のみではなく、法人も罰せられることとなる。同様に、個人が、連邦、州又は地方政府の入札案件において不正に有利な地位を得るために影響力その他不適切な手段を用いた場合も罰せられることとなる。競争法と同様、不正に有利な地位を得るために複数の当事者間で合意を行った場合、新法によって罰せられることとなる。また、これらの禁止事項は、外国公務員とメキシコ国民との間の接触についても適用される。

また、新法においては、公務員が不正に有利な地位をもたらしうる情報にアクセスすることができる職務に就いていた場合、当該公務員が公務を退いた後1年間は、何人も当該公務員であった者からサービス提供を受けることが禁じられる。

新法において最も話題となった点としては、公務員に対して、財産及び経済的利益、並びに税務申告の開示（連邦、州、及び地方政府のすべての公務員に適用される）を義務付けた点が挙げられる。この開示義務については、国会において大いに議論され、左派政党から、行政機関と取引関係がある私企業にも同様の開示義務を負わせるべき旨の強い抵抗を受けた。大統領は、私企業に対してまで開示義務を負わせるべきではないとして拒否権を発動し、新法は、公務員の開示義務のみを定めるにとどまった。新法は、公共調達に関する連邦汚職防止法（Federal Anti-Corruption Law）に取って代わることとなる。

企業のために行動した者が行った行為により企業が利益を受ける場合、企業の責任が生じうる。罰則としては、企業が汚職行為により獲得した利益の2倍の額又は約600万米ドルのいずれか高い額による罰金、政府当局に対する補償、資格停止措置（debarment）、事業の停止及び清算がありうる。

新法の摘発対象行為

摘発対象行為は、重大な違反行為と重大ではない違反行為に分類され、民間の個人は、問題となる行為が公務員への贈賄行為等の重大な違反行為であるとされた場合に、責任を負う。

コンプライアンス・プログラム

新法の下では、企業は、コンプライアンス・プログラムを整備することにより、責任が追及された場合でも抗弁を主張できることとなる。コンプライアンス・プログラム（新法においては「**integrity policy**」と称される。）は、次のような特徴（大要、米国司法省及び SEC が発表した 2012 年の手引きに沿うものである。）を備えたものである必要がある。

- 明確かつ網羅的な指揮命令系統及び手続マニュアル。当該マニュアルにおいては、社内の各部門の機能及び責任が明確に示され、指揮命令系統及び各部署の責任者が明確に特定されていなければならない。
- 行動規範。当該行動規範は、適式に作成され、かつ企業の全構成員に周知されたものである必要があり、その内容面においては、実効的なシステム及び仕組みを定めたものである必要がある。
- 組織全体を通じて継続的かつ定期的に行われ、コンプライアンスの徹底に十分かつ効果的な統制・監督・監査制度。
- 十分な内部通報制度。当該制度においては、社内規程又はメキシコの法律に違反した場合には、社内の懲戒制度の対象となるだけでなく公的機関への報告を行うこと等、違反した場合の結果について明確かつ具体的に定める必要がある。
- 倫理規範に関する十分な研修制度及び手続。
- 会社の品位を貶めるおそれのある人物の雇用を避けるための人事規程。また、人事規程においては、人種、国籍、性別、年齢、障害、社会的地位、健康状態、宗教、政治的意見、性的指向、結婚歴その他の事由に基づく差別を許さないものとする必要がある。
- 透明性の確保、及び利益状況（利益相反）の開示を確保するための仕組み。

内部通報制度

新法は、汚職防止法の分野において、内部通報制度を導入した。この制度の下では、汚職等の重大な行政法規違反を犯した者は、自らの責任を認め、行政当局に完全かつ継続的に協力することにより、50%から70%の制裁金の減額、又は公共調達手続の参加資格はく奪の執行停止等の見返りを得ることができる。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

英国

企業に対して脱税促進行為の防止を要求する処罰法の施行

2017年4月に成立した企業の脱税促進行為防止懈怠罪（以下、「脱税促進行為防止懈怠罪」）を含む **Criminal Finances Act 2017**（以下、「新法」）の施行日が決定し、2017年9月30日より施行されることとなった。脱税促進行為防止懈怠罪は、企業が、その関係者の脱税促進行為を防ぐことができなかった場合に、当該企業の刑事責任を問うものである。これは、2011年に施行された英国 **Bribery Act (UK Bribery Act 2010)** の贈賄防止懈怠罪をモデルに、脱税防止法令にも、企業に対して合理的なコンプライアンス体制の構築を要求する犯罪類型を導入するものである。企業によるタックス・プランニングのグロー

バル化・高度化に対応するために、規制当局のイニシアティブによる調査・摘発という従前のプラクティスから、企業のコンプライアンス体制を通じた犯罪行為の抑止という、近年の規制当局の企業犯罪に対する取組みの潮流に沿うものといえる。

脱税促進行為防止懈怠罪は、必ずしも英国内に拠点を有しない企業であっても適用される可能性があり、かつその罰金額が無制限とされていることもあって、日本企業にも大きな影響を与える可能性がある。本稿では脱税促進行為防止懈怠罪の概要やその構成要件、施行開始にあたって留意すべき点などを紹介する。

1. 脱税促進行為防止懈怠罪の概要

脱税促進行為防止懈怠罪の処罰対象となるのは、法人、パートナーシップ、又はリミテッド・パートナーシップである（以下、「企業」）。

そして、「英国の租税の脱税行為、又は英国外の租税の脱税行為であってかつそれが英国内でなされた場合には違法となりうる措置」を、企業の「関係者」が「促進する」のを「防止するための合理的な措置」を講じなかった場合に、当該企業は脱税促進行為防止懈怠罪により処罰される。脱税促進行為防止懈怠罪の罰則は罰金であり、その罰金額の上限は無制限とされ、他方で下限は当該脱税行為によって支払いを免れた納税額とされている。具体的な金額は、その範囲内で裁判所によって決定される。なお、罰金額の決定にあたっては、事案ごとの個別的事情が考慮され、悪質な行為態様の場合には罰金額が加重される。また、当然のことながら、違反に伴う企業イメージの低下等のいわゆるレピュテーションリスクも生じうる。

脱税促進行為防止懈怠罪については、2014年に導入されたDPA手続（捜査当局との司法取引）の対象となる見込みである。

(1) 「関係者」 (associated person)

「関係者」とは、企業のために又は企業を代理してサービスを提供する法人又は自然人をいう。「関係者」への該当性は関連する事実関係に基づき判断され、典型的な例としては従業員やエージェント（代理店）の他、子会社、ディストリビューター、ジョイント・ベンチャー等も含まれる可能性がある。

留意すべき点としては、企業と関係者との間の契約関係のみによって「関係者」への該当性が決まるわけではない（契約関係がないからといって「関係者」に該当しないとは限らない）という点である。この点についてはHMRCが発行した[実施ガイダンス](#)（以下、「HMRC実施ガイダンス」）も強調しているとおりである。

(2) 違法な「促進」 (criminal facilitation)

違法な促進行為に該当するのは、関係者が次のいずれかの行為を行った場合である。

- ① 他の者によってなされる詐欺的な脱税に意図的に関与した場合又はそれを目的とした措置を講じた場合
- ② 脱税を援助、教唆、若しくは助言し、又はあっせんした場合

HMRC実施ガイダンスには、促進行為の例として幅広いケースが挙げられており、銀行口座の開設・維持、銀行サービスの提供のほか、税務対策のアドバイスを提供したり、単なる紹介活動を行った場合でも促進行為に該当する可能性があるとされている。

(3) 適用範囲

脱税促進行為防止懈怠罪の適用範囲は、関係者が英国の租税の脱税を促進したか、あるいは英国外の租税の脱税を促進したかによって区別される。

まず、関係者が、英国の租税の脱税を促進した場合には、当該企業の設立地又は違法な促進行為が実施された国を問わず、処罰対象となる。

これに対し、関係者が英国外の租税の脱税を促進した場合には、次のいずれかの場合に限り、当該企業は処罰対象となる。すなわち、①当該企業が英国内において設立又は組織された会社等である場合、②その事業の全部又は一部を英国内で営む場合、又は③関係者による違法な促進行為の一部が英国内で実施された場合である。①又は②に該当する場合には、促進行為が英国外で実施された場合でも処罰の対象となる。

(4) 処罰を免れるための抗弁事由

企業が上述の犯罪構成要件を満たす場合であっても、下記のいずれかの抗弁事由が成立すれば、当該企業は処罰を免れることができる。

(a) 当該企業が、関係者による脱税促進行為を防止するための「合理的な」手続を整備していた場合

いかなる手続であれば「合理的」といえるのかについては必ずしも明らかではないが、HMRC 実施ガイダンスは、合理性の判断に関して、以下の6つの判断指針を提示している。

- ① リスクアセスメント
- ② リスクに応じた適切な手続
- ③ トップレベル・コミットメント
- ④ デューディリジェンス (KYC チェックを含む)
- ⑤ コミュニケーション (トレーニングを含む)
- ⑥ モニタリング及びレビュー

企業が有する脱税促進行為を防止するための手続の合理性の判断にあたっては、当該企業に関連する事実関係が広く考慮されることとなる。例えば、企業が相対的にリスクの高いセクターに属する事業（金融サービス業等）を営んでいる場合であれば、より強力な（実効性のある）手続を整備することが要求される。当然のことながら、企業が関係者に対して及ぼしていたコントロール（内部統制）や監視・監督の程度も重要な判断要素となる。

(b) 促進行為が行われた具体的事情に照らして、当該企業において、それを防止するための手続を整備することが合理的ではなかったといえるような場合

現時点では、いかなる場合にかかる抗弁事由が認められるかは必ずしも明らかではない。実務上は抗弁事由として認められる場合はごく稀なケースに限られると考えられる。

2. 英国 Bribery Act との比較

脱税促進行為防止懈怠罪は英国 Bribery Act の贈賄防止懈怠罪をモデルに立案されているが、いくつか顕著な差異も見受けられる。

まず、贈賄防止懈怠罪では関係者によってなされた贈賄行為に対する企業の刑事責任を対象としているのに対し、脱税促進行為防止懈怠罪では関係者が第三者による脱税行為を促進した場合における企業の刑事責任を対象としている。関係者以外の第三者の脱税行為が前提となっている点は、贈賄防止懈怠罪との構造的な相違点である。

また、贈賄防止懈怠罪では、関係者は当該企業の事業上の利益の獲得又は維持を図る意図を有していることが必要とされるのに対し、脱税促進行為防止懈怠罪では、関係者がそのような意図を有していることは必要とされておらず、単に企業のために又は企業を代理して第三者の脱税を促進する行為に及んだ事実があれば処罰対象となる。

さらに、抗弁事由についても差異が見受けられる。贈賄防止懈怠罪における抗弁事由は「適切な手続 (adequate procedures)」であるのに対し、脱税促進行為防止懈怠罪では「合理的な手続 (reasonable procedures)」という文言が使用されている。文言上、一般に、後者の方が前者より緩やかな基準であると解されており、新法の立案担当機関も、新法の制定過程で実施されたパブリックコメント手続において、関係者による全てのコンプライアンス違反行為の防止が企業に期待されているわけではなく、違反行為を有効に検知・発見するための手続を策定することが「合理的な手続」として求められていると述べている。

3. 施行開始にあたっての留意点

脱税促進行為防止懈怠罪は、企業に対して脱税を促進する行為の防止措置を整備することを要求するものである。脱税促進行為防止懈怠罪の適用範囲は、当該企業の産業分野を問わず広汎にわたっている。また、脱税促進行為防止懈怠罪の適用を考慮しなければならない場面は多く、まずは、リスクアセスメントの一環として、自社の役職員その他の関係者が第三者の脱税行為に関与するリスクがどの程度あるのかについて検討することが必要となる。

その上で、自社の現状のコンプライアンス体制のアップデート、役職員向けトレーニングの実施等の具体的な対応措置を実施することが重要となる。

脱税促進行為防止懈怠罪は、単なる脱税や違法な租税回避に関するものではなく、企業のコンプライアンス体制にも影響を与える可能性のある刑罰である。そのため、対応策の実施にあたっては、これらの領域に属する複合的な知見を動員して、多角的な見地から臨むことが強く推奨される。

[最初のページに戻る](#)

ドイツ

戦略産業に関する外資規制の強化

ドイツにおいて、2017年7月18日、外国取引及び支払いに関する政令が定める、外資による独企業の買収に関するルール（以下、「本ルール」）を改正する政令が施行された。近年、特に中国企業による、ハイテク企業を含む独企業の買収が相次ぐ中、今回の改正は、外国への技術流出に対するドイツ国内の懸念の高まりを契機とし（例えば、中国の家電メーカーの美的集団による、ドイツの産業用ロボットメーカーの Kuka AG の買収に関し、2016年にクリアランスが与えられたことはドイツ国内で大きな議論を呼んだ。）、所轄官庁である連邦経済・エネルギー省（以下、「BMWi」）の権限を拡大・強化するものである。

以下、改正の主要点を概説する。

- 本ルールは、①安全保障に関わる特定産業への投資規制（BMWiへの事前届出を要する。）、②産業横断的規制に大別されるところ、②産業横断的規制は、従前、外資（EU又は欧州自由貿易連合（EFTA）内に所在する者を除く。）が独企業の25%超の議決権を取得する場合で、公共の秩序又は安全への脅威となる場合、BMWiは当該投資を禁止しようとしていた（事前届出は義務付けられていなかったが、投資家は、取引実行に先立ちBMWiにクリアランスを求めることができた。）。本改正は、②産業横断的規制のうち(i)「公共の秩序又は安全の脅威となる場合」という要件について、一定の重要なインフラを提供する企業（特にエネルギー、IT・電気通信、運輸、ヘルスケア、水資源、食品、金融・保険）、こうした産業に特有のソフトウェアや、クラウド・コンピューティング・サービスを提供する企業、電気通信設備の開発企業等への投資の場合は、公共の秩序又は安全の脅威となりうる旨明記し、(ii)これに該当する投資について、BMWiへの事前届出を義務付けた（該当性が不明確である場合、投資家は従前どおりクリアランスを求めることができる。）。

- 今回の改正により、EU 又は EFTA 内に所在する法人等が直接の投資主体である場合、かかる法人等の利用目的が、一部でも規制の適用回避にあることがうかがわれる場合は②産業横断別規制の適用対象となり、EU 又は EFTA 内に法人等の実態がない場合は、規制の適用回避の目的が推認され得ることが明らかにされた。
- BMWi の審査期間が延長された（①特定産業への投資規制に関し、従前は届出受理後 1 ヶ月以内に BMWi が審査を開始しない場合はクリアランスが擬制されていたが、当該期間が 3 ヶ月以内に延長された。②産業横断的規制に関し、(i) 従前 BMWi による、正式審査実施の要否に係る検討期間は契約締結後 3 ヶ月だったが、今回の改正により BMWi が当該取引を知った日から 3 ヶ月に変更され（クリアランスの申請があった場合は、申請の受理後 1 ヶ月から 2 ヶ月に延長）、(ii) 正式審査の期間が 2 ヶ月から 4 ヶ月に延長された（なお、投資家との折衝に要した期間はカウントされない）。）。なお、BMWい の手続に関し、除斥期間が契約締結後 5 年間とされた。

今回の改正は、独企業への投資実行の日程に大きく影響しうるため、独企業への投資を検討する日本企業は、上記ルールの適用可能性を精査するとともに、改正後のルールの運用状況を注視する必要がある。更に、ドイツは、2017 年 2 月、ドイツと同様、外資による買収の増加を背景に、外国への技術流出等の懸念を抱えるフランス・イタリアとともに欧州委員会にレターを提出し、(i) 例えば、外国政府の指示や外国の政府系企業による投資について阻止し得る仕組みを作ること、(ii) 欧州企業に投資しようとする外資に対し、当該外資の所在国の外資規制と同内容の外資規制（例えば現地企業との合弁企業の組成等）を適用することを提案した。欧州委員会は、EU 統合深化に係る白書に関連するリフレクション・ペーパーの中で、かかる提案に関し、「慎重に分析し、適切な対応を取る必要がある」とコメントしていることからすると、EU レベルの外資規制は、変更されるとしても相応の時間がかかることが想定される。もっとも、外資規制は、比較的政治情勢に左右されやすい性質を有するため、EU レベルにおける動向も視野に入れておく必要があると考えられる。

[最初のページに戻る](#)

ロシア

政府が企業に対する外国投資の管理を強化へ

2017 年 7 月、ロシア政府は、外国投資家が関与するロシア企業に対する取引に対し、国家の管理を強化する新たなルールを成立させた。

政府による取引阻止が可能に

新ルールの下、ロシア連邦の外国投資管理政府委員会（以下、「委員会」）の長は、外国投資家によるロシア企業に関する取引が国防及び安全保障を脅かす可能性がある場合に、委員会の事前承認の対象とすることができる。

- 本ルール導入以前は、事前承認は、戦略的な活動を行うロシア企業（以下、「戦略的企業」）に係る特定の株式、拒否権、支配権又は資産の取得時のみ必要とされた。新たなルールでは、いかなるロシア企業に「関する」（with respect）取引であっても事前承認の対象となりうるとされており、政府が事前承認を要求する取引の範囲を拡大することを可能にしている。
- 委員会が予備的な承認を要すると決定した時点で、ロシア連邦反独占庁は、決定の受領から 3 日以内に、定められた要件に従い外国投資家に対して、取引の予備的承認の申請書を連邦反独占庁に提出するよう通知を行う必要がある。

- 承認を要請された場合、委員会の承認なしに行われた取引は、無効となる。また、当該取引は法令上規定されるその他の処罰（投票権の剥奪等）の対象にもなりうる。

オフショア会社に対する管理の強化

オフショア会社（すなわち、ロシア財務省のリストに含まれる国又は地域において設立された法人）及びそれらの法人の管理下にある法人による投資は、外国政府及び国際機関による投資と同様の規制の対象とされており、戦略的企業の25%以上の資産又は支配権の取得が禁止され、小規模な買収をする場合、すなわち、通常の戦略的企業の25%以上の株式又は地下資源を扱う戦略的企業の5%以上の株式を取得する場合には、委員会の予備的承認を得る必要がある。

連邦反独占庁への通知の懈怠

本改正は、5%以上の戦略的企業の持分取得時（外国投資家が以前に委員会からの予備的承認を得て当該取引が当該承認に基づき完了している場合も含む）に必要な連邦反独占庁に対する通知の懈怠について、より厳しい責任を規定している。新ルールの下では、外国投資家は罰金を科される可能性があるのみでなく、定時株主総会において投票する権利が剥奪される可能性がある。

以前に公表された連邦反独占庁の説明に従えば、通知の要件は仮に外国投資家が戦略的企業の5%以下の株式を間接的に処分する権利を取得した場合にも適用される点に留意すべきである。

クリミア及びセバストーポリにおける戦略的企業への関与

クリミア及びセバストーポリ市において登録されている戦略的企業の5%以上の株式を有する外国投資家は、2017年10月28日までに連邦反独占庁に対し通知を行う必要がある。

当該ルールに違反した場合、外国投資家は連邦反独占庁の請求に基づく裁判所の決定により、戦略的企業の定時株主総会における投票権を剥奪される可能性がある。

[最初のページに戻る](#)